

平成26年10月 1日

工事関係委託業者 各位

豊田市長 太田稔彦  
豊田市事業管理者 横地清明

## 工事関係委託における前金払制度の導入等について（お知らせ）

平素は入札契約事務にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

工事関係委託について、既に建設工事で実施している前金払制度を導入するとともに、一般競争入札において履行実績を求める期間を、過去5年間から過去10年間に緩和します。

皆様におかれましては、制度の趣旨・内容についてご理解いただくとともに、入札契約事務の円滑な執行にご協力をお願いいたします。

### 記

#### 1 前金払制度について

##### (1) 対象となる業務

設計金額が300万円以上で次のいずれかに該当するものが対象となります。

- ア 土木建築に関する工事の設計
- イ 土木建築に関する工事に関する調査
- ウ 測量で土木建築に関する工事に関するもの等

※入札公告「IV契約に関する事項」の「9 前払金」欄が「有」となっているものです。

##### (2) 前払金の金額

契約金額の3割以内

※前払金の請求手続きについては、別紙をご覧ください。

#### 2 参加資格要件における履行実績期間の緩和について

##### ・変更前

発注年の4月を基準に過去5年間（地域要件が「市内本店」のものは過去10年間）

##### ・変更後

↓

※上下水道局発注分は過去5年間

発注年の4月を基準に過去10年間

#### 3 実施時期

上記いずれも、平成26年10月1日以降に入札公告する案件から実施します。

#### 【問合せ先】

総務部契約課 委託担当

電話 0565(34)6616 (直通)

上下水道局総務課 庶務担当

電話 0565(34)6653 (直通)

## 工事関係委託（測量・設計等）の前払金の請求手続について

### 1 前払金保証制度とは

公共工事の前払金保証事業に関する法律に基づき、保証事業会社の保証を条件として代金の一部を着手金として支払うことができる制度です。

ただし、前払金の使用はその業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費（この業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費に限定されています。

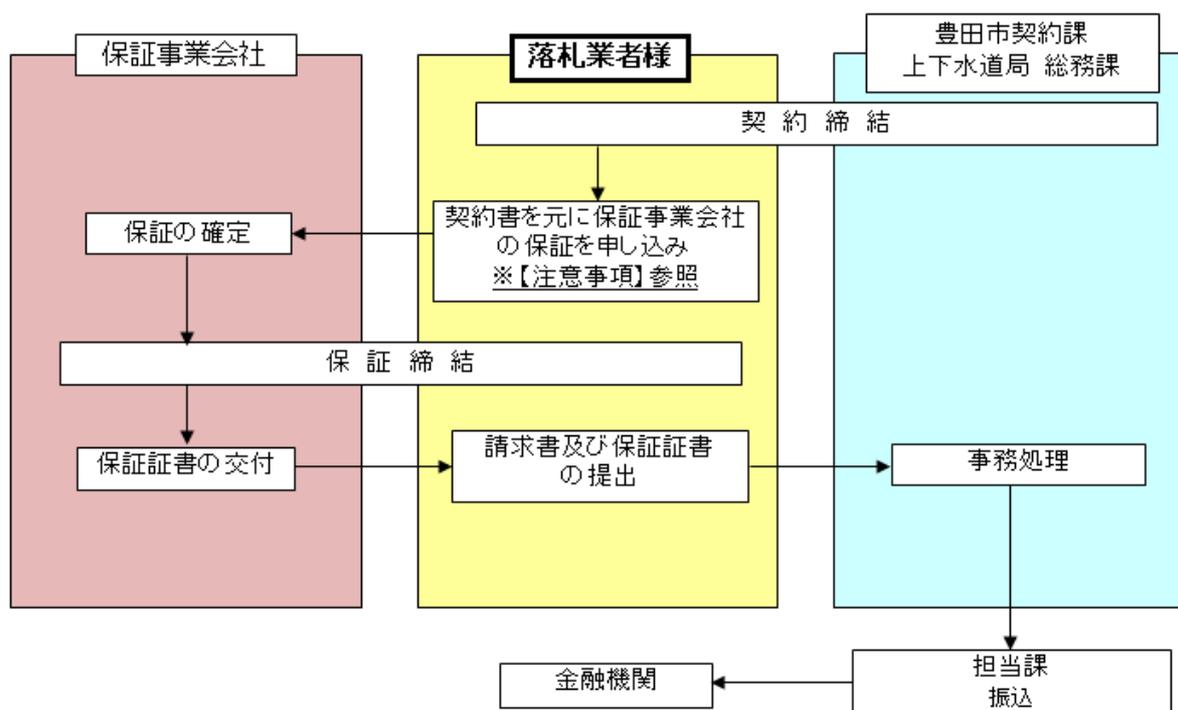
### 2 対象となる業務

設計金額が300万円以上で次のいずれかに該当するもの。

- (1) 土木建築に関する工事の設計
- (2) 土木建築に関する工事に関する調査
- (3) 測量で土木建築に関する工事に関するもの等

※入札公告「IV契約に関する事項」の「9 前払金」欄が「有」となっているものです。

### 3 前払金請求までの流れ



#### 【注意事項】

前払金の支払いを受けるためには、保証事業会社の保証を受ける必要があります。初めて利用する場合には保証事業会社への登録が必要となりますので注意してください。詳しくは、保証事業会社のホームページをご覧ください。保証証書が交付されたら、前払金の請求書とともに、契約課または上下水道局総務課まで提出してください。

【保証事業会社】 東日本建設業保証株式会社

ホームページ <http://www.ejcs.co.jp/>

電話番号 052-962-3461（愛知支店）